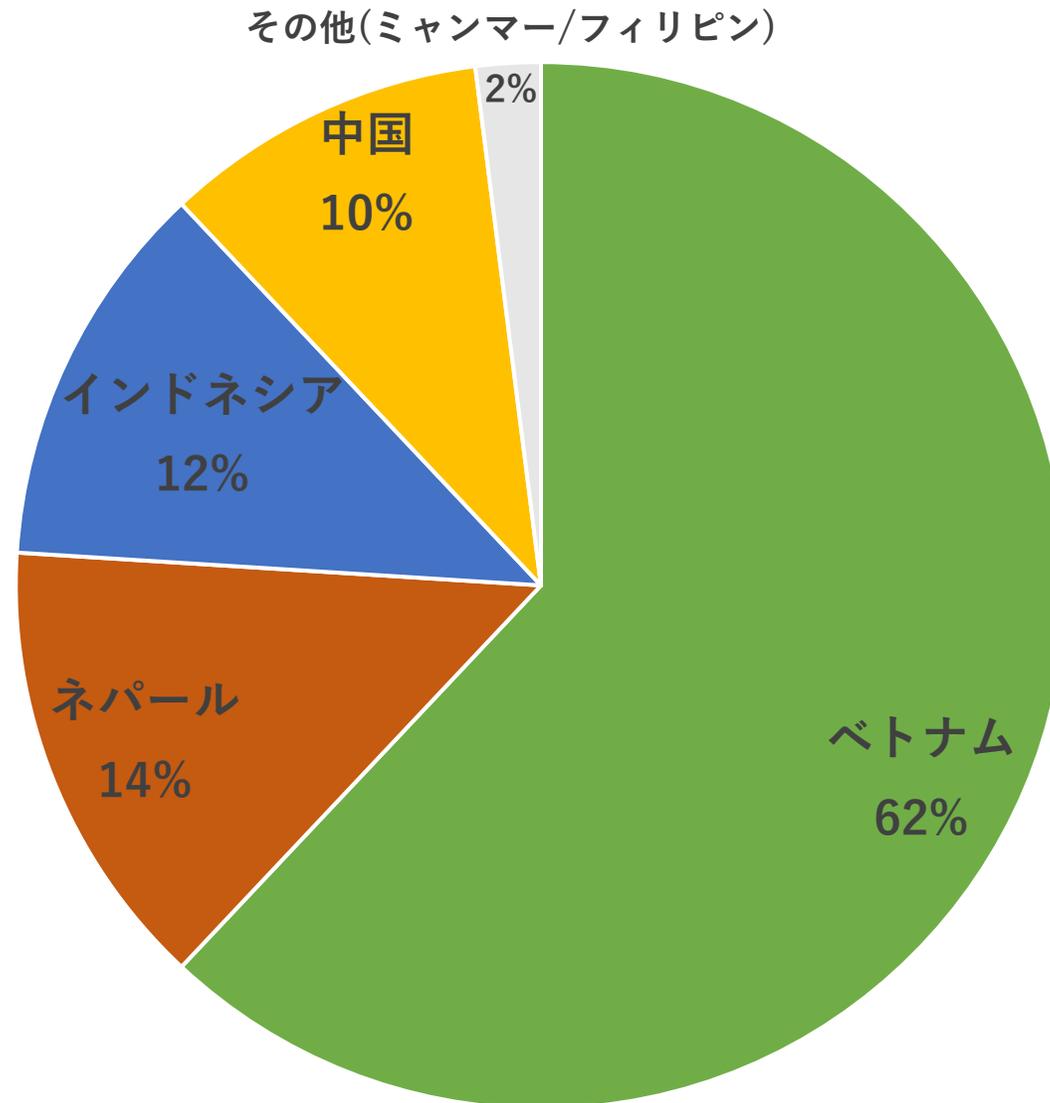


【外国人材の受入れ方】介護現場受入れ400名実績を踏まえて

医療介護ネットワーク協同組合 理事長 増村 章仁

- ① 実習生の受入れ実績
⇒ベトナム他国の受入れ実績
- ② 生活の問題点及び改善方法
- ③ 日本語能力と配置
- ④ 継続雇用のために
 - 1、優秀な通訳を配置する
 - 2、アンケートの活用
 - 3、実習継続及び、特定技能へ移行の説明

外国人技能実習生400名入国内訳



令和2年7月30日

外国人技能実習生各位
(Gửi Các bạn thực tập sinh kỹ năng)

医療介護ネットワーク協同組合
理事長 増村 章仁
〒105-0003
東京都港区西新橋3-4-1 西新橋ビル8階
[Tel:03 - 6450 - 1215](tel:03-6450-1215) [Fax:03 - 6450 - 1219](tel:03-6450-1219)

Facebook の掲載注意事項
Chú ý về bài đăng trên Facebook

記

皆さんの職場の情報は、掲載しない事。

Không đăng về thông tin nơi làm việc của các bạn.

給料の情報・勤務体制・個人情報 は絶対に掲載しないこと！

Thông tin về lương, cơ thể làm việc, thông tin cá nhân thì nhất định không được đăng.

実習生の働いている場所（地域）・生活環境・働いている雇用条件は、それぞれ違います。

Nơi (vùng) làm việc của thực tập sinh, môi trường sống, điều kiện tuyển dụng làm việc thì tùy nơi tùy vùng mà khác nhau.

技能実習生は、優遇されているところもあります。

Cũng có những nơi thực tập sinh kỹ năng được ưu đãi .

必ず上記の業務命令は厳守してください。

Những điều về mệnh lệnh công việc nêu ở trên nhất định phải tuân thủ nghiêm ngặt.

以上

アンケート		
法人名		
名前		
性別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/> 年齢:
<p>1. 3年間の実習期間が終了後に、どうしますか</p> <p>A. 帰国する。 <input type="checkbox"/></p> <p>理由： _____</p> <p>B. 日本で働き続けたい。 <input type="checkbox"/></p> <p>「B」を選んだ場合は、以下の質問に教えてください。</p> <p>2. 日本でどんな資格で働きたいですか。(当てはまる全て <input checked="" type="checkbox"/> してください。)</p> <p>① 現在の職場で技能実習生介護を2年継続したい。 <input type="checkbox"/></p> <p>② 現在の職場で特定介護職として、更に1年から5年在留したい。 <input type="checkbox"/></p> <p>③ 他の職場で特定介護職として、更に1年から5年在留したい。 <input type="checkbox"/></p> <p>勤務地の希望・条件等： _____</p> <p>④ 介護福祉士資格を取得したい。 <input type="checkbox"/></p> <p>⑤ 日本人と結婚し、在留資格を取得したい。 <input type="checkbox"/></p> <p>その他： _____</p> <p>_____</p>		

アンケートは以上です。

介護人材の在留資格比較 (フィリピンのケースを例示)		技能実習	特定技能	
人材募集		監理団体(組合)が外国送出機関と人材供給に関する契約締結 ↓ 雇用主企業が監理団体を通じて外国送出機関に募集依頼	①雇用主企業が独自に採用活動を行う もしくは ②雇用主企業が人材紹介会社(外国送出機関or国内人材紹介会社)と契約 ↓ 雇用主企業が人材紹介会社に依頼を行い人材募集	
面接		雇用主企業もしくは監理団体(組合)が行う	雇用主企業が行う	
手続き	公証役場での公証 (※フィリピン人を募集する場合)	監理団体(組合)が手続きを行う	雇用主企業が行う 外国送出機関との人材紹介に関する契約書を都内の公証役場で公証処理⇒外務省公印押印 (都内の公証役場は公証処理と外務省公印押印処理をセット処理可能。千葉県はセット処理不可。)	
	フィリピン海外労働事務所 (POLO東京・大阪) (※フィリピン人を募集する場合)	監理団体(組合)が手続きを行う (雇用主企業は書類を用意)	雇用主企業が書類作成と申請手続きを行う※ ↓ 書類審査通過後、雇用主企業代表者がPOLO東京(大阪)に出向き英語による面接実施 (※登録支援機関(組合)による書類作成支援可能=フィリピン送出機関との契約書等)	
	外国人技能実習機構	監理団体(組合)が手続きを行う (雇用主企業は書類を用意)	なし	
	出入国在留管理庁 (入管)	監理団体(組合)が手続きを行う (雇用主企業は書類を用意)	雇用主企業が行う (※登録支援機関(組合)による書類作成支援可能)	
配属までの流れ		POLOへの申請と認可(フィリピンの場合) ↓ 募集 ↓ 面接 ↓ 母国で1年程度の研修と来日手続き ↓(外国人技能実習機構、入管による審査期間) 入国 ↓ 入国後集合講習(1~2か月) ↓ 配属	パターン1 POLOへの申請と認可(フィリピンの場合) ↓ 募集 (日本語試験と特定技能試験合格者) ↓ 面接 ↓ 来日手続き ↓(入管による審査期間) 入国・配属	パターン2 POLOへの申請と認可(フィリピンの場合) ↓ 募集 (日本語試験と特定技能試験不合格者) ↓ 面接 ↓ 母国で勉強&日本語と特定技能試験合格 ↓ 来日手続き ↓(入管による審査期間) 入国・配属
在留期間		最長で5年 技能実習1号=1年 技能実習2号=2年 技能実習3号=2年	最長で通算5年	
転職		実質不可能	他の介護施設に転職可能	
介護施設の人員配置基準		配属後6か月間は人員配置基準に算定できない	配属直後から人員配置基準に算定できる	
監理と支援	仕事に関する監理	監理団体(組合)も行う	雇用主企業が行う	
	生活に関する支援	監理団体(組合)も行う	雇用主企業が行う ※登録支援機関(組合)に支援を委託することも可能	
報告業務	外国人技能実習機構	3か月に1回、監理団体(組合)が監査を行い、機構に報告する	なし	
	出入国在留管理庁 (入管)	なし	3か月に1回、雇用主企業が入管に報告する	
公的機関による査察	外国人技能実習機構	抜き打ち査察有り(実習計画と勤務実態の比較調査が厳しく行われる)	なし	
	出入国在留管理庁	問題があるとみなされた場合、抜き打ち査察有り	現段階では不明	
その他		技能実習2号(3年)を優良に修了すれば、 ①特定技能1号に移行可能or②介護福祉士の受験資格付与	1号特定技能で3年間以上の実地経験をすれば、介護福祉士の受験資格付与 ↓ 合格すれば在留資格「介護」に変更し、在留期間の更新回数に制限がなくなる。	